

仙北市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、仙北市プロポーザル方式の手続に関する要綱に定めるほか、仙北市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザルの実施にあたって必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- 業 務 名 仙北市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託
(以下、「業務委託」)
- 業務内容 別紙「仙北市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務特記仕様書」
(以下、「仕様書」)のとおり
- 契約期間 契約締結日から令和9年3月19日までの2か年とする。
- 履行期間 本業務は2か年の契約となり、各年度の履行期間は次のとおりとする。
令和7年度業務については、契約締結日の翌日から令和8年3月20日までとする。
令和8年度業務については、令和8年4月6日から令和9年3月19日までとする。
- 予定価格 21,799,800 円(消費税相当額を含む)
ただし、各年度の上限額は次のとおりとする。
令和7年度 10,250,900 円(消費税相当額を含む)
令和8年度 11,548,900 円(消費税相当額を含む)
※金額を超えて見積書が提出された場合は、「失格」とし、提出書類等の評価は行わない。
- 契約方法 仙北市財務規則(平成17年9月20日規則第38号)により契約する。
- 支払方法 委託料の支払いは、年度ごとの完了検査終了後、支払い請求に基づき支払うこととする。

3. 担当部署

仙北市 建設部 建設課 都市計画係
住所 014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢 81-8
TEL 0187-43-2295 / FAX 0187-55-5511
E-mail toshi@city.semboku.akita.jp

4. 実施要領等関係資料

交付開始 令和7年4月28日(月)から
交付方法 仙北市ホームページよりダウンロード

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 仙北市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 仙北市建設工事等入札参加者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)の「都市計画及び地方計画部門」の登録を有する(登録した)者であること。
- (6) 過去10年間(令和7年4月1日時点)において、国または地方公共団体が発注した本業務と同種の業務実績を元請として1件以上有していること。

なお、同種または類似の業務とは、次のとおりである。

同種業務:「防災指針の作成を含む立地適正化計画の策定または改定業務」

類似業務:「防災指針を含まない立地適正化計画、都市計画マスタープランの策定または改定業務」

- (7) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。
- (8) 配置予定技術者の要件は以下のとおりとする。(関係様式 3-1、3-2、3-3)

① 共通事項

- 1) 配置予定技術者は、提案書に記載された所属の企業に、公告日の3ヶ月以上前から雇用されている者とする。
- 2) 原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。
- 3) 管理技術者とは別の者を主たる担当技術者として配置できる。
- 4) 照査技術者は管理技術者及び主たる担当技術者を兼ねることはできない。

② 配置予定技術者に必要とされる同種業務の実績

対象:管理技術者及び照査技術者

- 1) 管理技術者または照査技術者として(6)に示した同種業務への従事経験を1件以上有する者でなければならない。再委託による業務実績は含めない。なお、主たる担当技術者には特段の実績は求めないが、管理技術者と兼任しないとき、(6)に示した同種業務に従事した実績がある場合は加点点評価する。

③ 配置予定技術者の資格

管理技術者及び照査技術者は、以下資格のいずれかを有する(登録した)者とする。

- 1) 技術士(総合技術監理部門:建設-都市及び地方計画)
- 2) 技術士(建設部門:都市及び地方計画)
- 3) RCCM(都市計画及び地方計画)

なお、主たる担当技術者には特段の資格を求めないが、管理技術者と兼任しないとき、下記資格のいずれかを有する(登録した)場合は加点点評価する。

- 3) 技術士(総合技術監理部門:建設-都市及び地方計画)
- 4) 技術士(建設部門:都市及び地方計画)
- 5) 技術士同等建設コンサルタント登録規程第3条第1項口に該当する者(都市及び地方計画に限る)
- 6) RCCM(都市計画及び地方計画)

④ 手持ち業務

手持ち業務とは管理技術者または主たる担当技術者として配置している業務で契約金500万円以上の業務とする。

6. 委託事業候補者の選定方法

- (1) 委託事業候補者の選定は、事務局及び「仙北市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル委託事業候補者選定委員会」(以下、「委員会」)の審査において次により決定する。なお、委員への不正な接触等を防止するため、委員会は非公開とする。
- (2) 評価は、「仙北市立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル評価基準」(以下、「評価基準」)に基づき実施する。
- (3) 一次審査は技術資料をもとに事務局が採点を行い、参加表明書の届出が4者以上あった場合、一次審査(技術資料)評価得点の上位3者に選定する。同点により上位3者が定まらない場合は、同点のものすべてを二次審査(企画提案)の対象者に加える。
- (4) 一次審査(技術資料)により選定された者から提出を受けた企画提案書等について、プレゼンテーション等の二次審査(企画提案)を実施し、一次審査(技術資料)及び二次審査(企画提案)による総合評価得点の結果、最も高かったものを当該業務の委託事業候補者と選定し、次点の者を次の委託事業候補者と特定する。
- (5) 二次審査(企画提案)の評価得点は、委員会が採点を行い、審査員全員の平均得点を評価得点とする。なお、平均得点の算出においては小数点第1位までとし、小数点第2位以下を四捨五入とする。
- (6) 参加表明者が1者の場合であっても委員会を開催し、審査の結果、提案の内容が仕様書に定める仕様を満たしていない場合は委託事業候補者として選定しない。
- (7) 審査結果については、後日速やかに文書をもって参加者全員に通知する。なお、審査結果及び審査内容についての異議申し立ては、一切受け付けない。

7. 参加表明書等の提出(一次審査-技術資料) ※別添!

- | | |
|------|---|
| 提出期限 | 令和7年4月28日(月)から令和7年5月30日(金)午後5時までとする。 |
| 提出方法 | 参加表明書等に必要事項を記載し、担当部署まで電子メールにより送付すること。 |
| 書類審査 | 一次審査については、参加表明書等提出資料を評価基準に基づき審査を行い、その結果を令和7年6月6日(金)までにプロポーザル参加資格確認結果通知書(様式4)により可否を通知する。通知は、通知書の写しを担当者あての電子メールに添付して行うものとし、電子メールを送信後、電話により到達確認を実施するので、必ず受信とその内容を確認すること。なお、文書の原本は同日に普通郵便により発送する。 |

8. 実施要領等説明に対する質問事項

質問とその回答は、以下のとおりとする。

- (1) 質問は、質問書によって行うこと。それ以外の方法によるものは受け付けない。
- (2) 質問書の提出期限は、令和7年5月16日(金)午後5時までとする。
- (3) 質問書の提出方法は、質問書に記入したものを電子メールにより、件名を「仙北市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託」に係る質問【提案者名】として担当部署まで送信すること。なお、通信事故について当市は責任を負わないので、必ず電話により受付確認を行うこと。ただし、電話の確認は平日の午前9時から午後5時までの間に限る。
- (4) 回答の提示方法は、令和7年5月23日(金)午後5時まで、【提案者名】を伏せた一覧により、仙北市ホームページに随時、公開する。なお、プロポーザルに直接関係する質問にのみ回答を行うものとし、無関係または不適切な質問に対しては質問自体を公表せず、回答も行わない。また、これを守らなかった場合にも回答しないことがある。

9. 企画提案書等の提出（一次審査上位対象者のみ）※別添2

企画提案書提出依頼通知書(様式5)を交付された場合の提出は、以下のとおりとする。また、プレゼンテーション資料となるため、企画提案書(様式7)と参考見積金額及び積算内訳書(任意様式)以外は、提案者名を記載しないこと。

提出期限 令和7年6月9日(月)から令和7年6月20日(金)午後5時までとする。

提出部数 正本1部

提出方法 電子メールにより担当部署まで送付すること。

※「様式8～様式11」については提案者が特定されるような記述を避けること

※都合により辞退する場合は「様式6」に記載し提出してください。

評価テーマは次のとおりとし、プレゼンテーションの際に発表して頂きます。当日において、企画提案書等に記載された評価テーマで評価いたします。

評価テーマ1 観光資源を有効活用した持続的なまちづくりの実現について

- ・本市では豊富な観光資源の活用と産業間の連携による観光振興の促進は不可欠であるが、どのように進めていくのか。

評価テーマ2 (居住・都市機能)誘導区域の検証と今後の進め方について

- ・本市は、コンパクトシティに近い都市ではあるが、更なる人口密度や生活サービスの向上を期待するまちづくりの進め方

10. プレゼンテーション(二次審査-企画提案)

二次審査は次により実施する。

- (1) プレゼンテーションの日時、会場及び留意事項等については別途対象者へ通知する。
- (2) プレゼンテーションは参加表明書の提出順で行い、提案者名は伏せて実施する。
- (3) 説明は、当該業務に従事を予定している管理技術者または主たる担当技術者が中心に行うこととし、3人以内とする。代理者の出席及び従事予定の指定された者以外の出席は認めない。
- (4) 持ち時間は、1提案者あたり準備及び説明を20分、質疑応答を10分以内とする。
- (5) 提案内容の説明は、提出済みの企画提案資料に記載した内容の範囲で行うものとし、追加の提案等は認めない。ただし、質疑応答において詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。
- (6) 説明者は企業を特定することができる服装及び言動(企業名入や実績等)をしてはならない。
- (7) プレゼンテーションではプロジェクターを使用しスクリーンに投影しながら説明することを認める。企画提案書を提出した後の加筆または修正は認めない。ただし、プロジェクターにより投影する企画提案資料の内容をプレゼンテーション用に再構成することは許可する。
- (8) スクリーン、プロジェクター、電源ケーブル及び HDMI ケーブルは会場に用意するが、パソコンは提案者が持参すること。なお、プロジェクターからパソコンへの接続は、HDMI とする。
- (9) 提案者が当該二次審査を行うために事前に連絡なく定めた所定の時間までに参集しなかった場合には、参加の意思がないものとみなし、評価の対象から除外し、失格とする。

11. 特記事項

- (1) プロポーザルに係る提案の実施に要する一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提出書類等の所有権は発注者に移転するものとし、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書等の著作権はそれぞれの提案者に帰属したままとし、発注者は提案者の評価以外の目的にこれを使用しないものとする。ただし、以下の事由により発注者が提案書類等の複製または公表を行う必要がある場合にはそれができるものとする。
 - ① 評価に必要な限りにおいて、写しを作成する必要がある場合。
 - ② 公平性、透明性及び客観性を担保するため必要最低限の内容を情報公開する場合。
- (4) 提出書類等は、その提出期限までの間において差し替えまたは再提出ができるものとする。
- (5) 以下のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ① 契約締結の日までに参加資格要件のいずれかを満たさなくなった提案者。
 - ② 提出書類等に虚偽の記載をした提案者。
 - ③ 見積金額が提案上限額を超過した提案者。
 - ④ 評価の公平性に影響を与える行為をした提案者。
- (6) 公平な評価によるプロポーザルが実施できないと認められる場合は、プロポーザルの執行を延期または中止することがある。
- (7) 提案者は、提案にあたり妨害または不当要求を受けた場合は、発注者に通報し、及び警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は失格とすることがある。
- (8) 一つの提案者が複数の提案を行うことは認めないものとする。
- (9) 発注者は、評価の経緯及び結果についての問い合わせには応じないものとする。
- (10) 結果の公表については、決定者と契約締結した翌日から起算して2週間以内に仙北市ホームページに掲載することにより実施する。
- (11) 電子メール等による通信事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

12. スケジュール(予定)

内 容	実 施 期 間 (予定)
実施要領等の公表	令和7年4月28日(月)
質問受付期間	令和7年4月28日(月)から 令和7年5月16日(金)まで
質問回答期限	令和7年5月23日(金)
参加表明書等受付期間(一次審査-技術資料)	令和7年4月28日(月)から 令和7年5月30日(金)まで
参加資格の確認結果及び提案書提出依頼通知の発送	令和7年6月6日(金)
企画提案書受付期間	令和7年6月9日(月)から 令和7年6月20日(金)まで
プレゼンテーション(二次審査-企画提案)	令和7年6月30日(月)
二次審査の結果、委託事業候補者の決定、最終審査結果の通知	令和7年7月1日(火)から 令和7年7月4日(金)まで
契約締結予定	令和7年7月上旬頃
プロポーザルによる選定結果の公表	令和7年7月中旬以降

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

※別添1

(提出書類)		(様式等)
一 次 審 査 資 料	公募型プロポーザル方式参加表明書	様式0
	会社概要	様式1
	業務実績調書(法人分)	様式2
	業務実施体制書	様式3
	配置予定技術者の経歴調書	様式3-1、様式3-2、様式3-3
	様式2~様式3-3に関する確認書類	契約書の写しまたはテクリスの写し、 ほか証明書等
	質問書	質問がない場合は提出不要

※別添2

(提出書類)		(様式等)
二 次 審 査 資 料	企画提案書	様式7
	参考見積金額及び積算内訳書	任意様式(A4版2枚以下) 2か年の合計金額及び各年度の金額
	業務の実施方針及び実施フロー	様式8(任意様式可)
	工程計画	様式9(任意様式可)
	評価テーマ1	様式10
	評価テーマ2	様式11